

## 横浜市市税条例等の一部改正（令和元年6月分）

税目・改正項目	改正案の内容																				
<b>固定資産税・都市計画税</b> <b>課税標準の特例措置に係る課税割合の変更</b>  <b>【わがまち特例】</b> 課税標準の特例措置等について、国が一律に課税割合を定めるのではなく、地方自治体が自主的に判断して、条例で決定できるようにする仕組み	<p>○ 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域において、認定事業者が取得した公共施設等に係る課税割合の変更 [市税条例附則第9条]</p> <p>都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、都市の魅力を高めることを目的とする固定資産税等のわがまち特例について、地方税法の改正により、適用期限が2年延長されました。これに加え、都市再生緊急整備地域の指定区域が拡大されたことに伴い、次のとおり課税割合を変更します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象資産 (家屋及び償却資産)</th> <th colspan="3">課税割合</th> <th rowspan="3">課税割合を 変更する理由</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">地方税法</th> <th colspan="2">本 市</th> </tr> <tr> <th>従前</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市再生緊急整備地域において認定事業者が取得する公共施設等*</td> <td>【参照基準】 3/5 【範囲】 1/2～7/10</td> <td>3/5</td> <td>1/2</td> <td>公共施設等を有する優良な民間プロジェクトを積極的に誘導するため。</td> </tr> <tr> <td>《参考》 特定都市再生緊急整備地域において認定事業者が取得する公共施設等</td> <td>【参照基準】 1/2 【範囲】 2/5～3/5</td> <td>2/5</td> <td>改正なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 公共施設等：国土交通大臣の認定を受けた民間事業者が都市開発事業で整備するペデストリアンデッキ等の通路、イベントスペース等の広場、植栽などの緑化施設等</p> <p>【適用】令和3年3月31日までに新規取得した資産（5年度分）</p>	対象資産 (家屋及び償却資産)	課税割合			課税割合を 変更する理由	地方税法	本 市		従前	改正案	都市再生緊急整備地域において認定事業者が取得する公共施設等*	【参照基準】 3/5 【範囲】 1/2～7/10	3/5	1/2	公共施設等を有する優良な民間プロジェクトを積極的に誘導するため。	《参考》 特定都市再生緊急整備地域において認定事業者が取得する公共施設等	【参照基準】 1/2 【範囲】 2/5～3/5	2/5	改正なし	
対象資産 (家屋及び償却資産)	課税割合			課税割合を 変更する理由																	
	地方税法		本 市																		
		従前	改正案																		
都市再生緊急整備地域において認定事業者が取得する公共施設等*	【参照基準】 3/5 【範囲】 1/2～7/10	3/5	1/2	公共施設等を有する優良な民間プロジェクトを積極的に誘導するため。																	
《参考》 特定都市再生緊急整備地域において認定事業者が取得する公共施設等	【参照基準】 1/2 【範囲】 2/5～3/5	2/5	改正なし																		
<b>軽自動車税</b> <b>環境性能割の税率変更</b>  <b>【環境性能割】</b> 消費税率の引上げ時に自動車取得税(県税)が廃止されることと併せて、創設。 軽自動車の取得時に、取得価額にそれぞれの燃費基準に応じた税率を乗じた額を課すもの。	<p>○ 臨時の軽減のための税率変更 [市税条例附則第16条の6]</p> <p>消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に取得した自家用乗用車に係る軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減するとされました。これに伴い、次のとおり税率を変更します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>臨時の軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ガソリン車・ハイブリッド車 (2020年度基準+10%達成以上)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車・ハイブリッド車 (2020年度基準達成)</td> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車</p>	区分	税率	臨時の軽減	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ガソリン車・ハイブリッド車 (2020年度基準+10%達成以上)	非課税	非課税	ガソリン車・ハイブリッド車 (2020年度基準達成)	1.0%	非課税	上記以外	2.0%	1.0%								
区分	税率	臨時の軽減																			
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ガソリン車・ハイブリッド車 (2020年度基準+10%達成以上)	非課税	非課税																			
ガソリン車・ハイブリッド車 (2020年度基準達成)	1.0%	非課税																			
上記以外	2.0%	1.0%																			
その他	○ 条例で引用している地方税法の項ずれに伴う改正等、条文整備を行います。																				

## 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域について

### 【都市再生緊急整備地域】

都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令により指定された地域。

- ・横浜山内ふ頭地域 【 7ha】
- ・横浜上大岡駅西地域 【 7ha】
- ・横浜都心・臨海地域 【524ha】

\* 平成 30 年 10 月 : 252ha → 524ha (272 ha 拡大)

### 《参考 1》

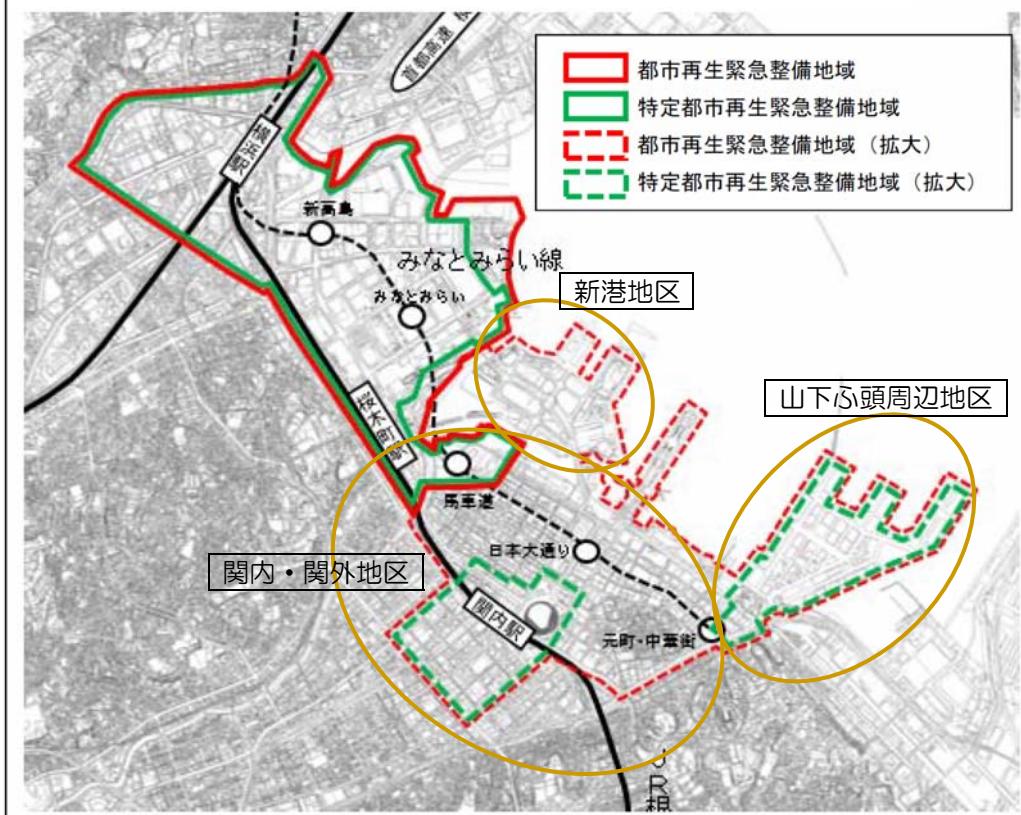
#### 【特定都市再生緊急整備地域】

都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令により指定された地域。

- ・横浜都心・臨海地域 【331ha】

\* 平成 30 年 10 月 : 233ha → 331ha (98 ha 拡大)

### 【「横浜都心・臨海地域」の指定済区域と平成 30 年 10 月拡大区域】



### 《参考 2》 「都市再生緊急整備地域」及び「特定都市再生緊急整備地域」における主な支援内容

支援措置	都市再生緊急整備地域	特定都市再生緊急整備地域
都市計画等の特例	都市計画において都市再生特別地区を定めることにより、既存の用途地域等に基づく規制にとらわれず、容積、高さ、用途などについて、緩和を受けることが可能	同 左
税制の特例*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産取得税の控除 [30%]</li> <li>・<u>公共施設等に係る固定資産税・都市計画税の課税割合（5年間）[3/5 ⇒ 1/2 に改正]</u></li> <li>・所得税・法人税の割増償却 [30%増]</li> <li>・登録免許税の軽減 [軽減税率 0.35%]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産取得税の控除 [60%]</li> <li>・<u>公共施設等に係る固定資産税・都市計画税の課税割合（5年間）[2/5]</u></li> <li>・所得税・法人税の割増償却 [50%増]</li> <li>・登録免許税の軽減 [軽減税率 0.2%]</li> </ul>
補助金の導入	なし	国際競争力の強化に資する都市インフラの整備について、国費の導入が可能

\*国土交通大臣の認定を受けた「民間都市再生事業」について、税制支援を受けることが可能